

離島供給約款の変更届出について

当社は、「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）（以下、祝日法）に基づく祝日に変更*があったことを受け、離島供給約款の規定内容を一部変更し、3月14日に経済産業大臣に対し、変更届出を行いましたのでお知らせいたします。

※祝日法の改正（H30.6.20公布）および「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」（H30.12.14公布）等による変更

○ 祝日法に基づく休日扱い日等の変更内容

<2019年度>（天皇の即位等にもなう変更*2）

新たに休日扱い日等の対象となる日	休日扱い日等の対象外となる日
4月30日、10月22日、2月24日*2	12月23日

<2020年度>（東京オリンピック関連等にもなう変更）

新たに休日扱い日等の対象となる日	休日扱い日等の対象外となる日
7月23日、7月24日、8月10日、2月23日	7月20日、8月11日、10月12日、12月23日

<2021年度以降>（天皇誕生日の変更）

新たに休日扱い日等の対象となる日	休日扱い日等の対象外となる日
2月23日	12月23日

※1：天皇の即位等にもない休日となる5月1日および5月2日も引き続き休日扱い日等の対象となります。

※2：2月23日が日曜日のため、2月24日（振替休日）となります。

- 料金単価に変更はございません。
- 電力量料金の算定にあたり、一部使用電力量の按分計算を行う場合があります。
- 今回の変更に関して、お客さまによるお手続きは不要です。

実施年月日：2019年4月1日

（関連資料 URL）

・ 離島供給に係る約款届出書

http://www.okiden.co.jp/shared/pdf/service/covenant/190320/covenant_shinsei_01.pdf

以上